

## 柏原市地域応援商品券取扱登録店募集要領

### 1 目的

市内の商店等において共通して利用できる「柏原市地域応援商品券」(以下「商品券」という。)を発行することにより、物価高騰の影響を受ける市民や事業者を支援し、地元の消費拡大及び地域経済の活性化を図ることを目的として実施します。

### 2 商品券の概要

- (1) 名 称 柏原市地域応援商品券
- (2) 発 行 主 柏原市
- (3) 発行総額 335,000,000円
- (4) 発行冊数 67,000冊
- (5) 利用期間 令和8年7月1日(水)から令和8年9月30日(水)
- (6) 使用店舗 柏原市内の取扱登録店

### 3 取扱登録店の参加資格

柏原市内に店舗、事業所等を有する事業者とする。ただし、次の(1)から(4)に該当する事業所は除く。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 「商品券」の利用対象とならない取引、商品のみを取扱う事業者
- (4) 役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

### 4 「商品券」の取り扱い

「商品券」は、次の(1)から(6)のとおり取り扱うものとする。

- (1) 物品の販売又はサービスの提供などの取引において利用可能とすること。
- (2) 現金化はできないこと。
- (3) 購入者に対して、つり銭の支払いは行わないこと。
- (4) 支払い不足分は現金等で受け取ること。
- (5) 利用期間を過ぎた「商品券」は受け取らないこと。
- (6) 「商品券」の紛失及び盗難、破損に対し、発行主はその責を負わないこと。

## 5 「商品券」の利用対象にならないもの

- (1) 公共料金等の支払い（税金、振込手数料、電気、ガス、水道料金など）
- (2) 有価証券、商品券、ビール券、図書券、お米券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- (3) 株券、先物、保健、宝くじ等の金融商品
- (4) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (6) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるもの
- (10) 公序良俗に反するもの
- (11) 市立柏原病院における医療保険の一部負担
- (12) 各取扱登録店において「商品券」の利用対象外としている商品やサービス
- (13) その他、定めのないものについては、発行主に確認し、指示に従うこと

## 6 取扱登録店の責務

- (1) 取扱登録店であることが明確になるよう、発行主が配布するのぼり旗等を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 各取扱登録店において、本券を利用対象外とする商品を独自で定める場合は、予め、利用者が認識できるように明示しておくこと。
- (3) 利用者が持ち込んだ「商品券」は、受け取る前に問題がないかを確認すること。色合いやデザインが明らかに違うなど、偽造された「商品券」と判別できる場合は、「商品券」の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに発行主まで報告を行うこと。
- (4) 「商品券」を受け取った時は、他店での再使用を防止するために裏面の所定欄に取扱店名を記入・押印すること。
- (5) 「商品券」の交換、譲渡及び売買は行なわないこと。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された「商品券」のみ換金可能とする。
- (6) 取扱登録店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないこと。
- (7) 期間途中で取扱登録店を脱退せず、「商品券」の利用期間中は継続すること。
- (8) 利用者から受け取った「商品券」は、換金時まで適切に管理を行うこと。利用者から受け取った「商品券」の紛失、盗難、換金期限切れ等による損失に対して、市は一切その責を負わない。
- (9) 柏原市暴力団排除条例を遵守すること。

## 7 取扱登録店申請手続きについて

### (1) 申請方法

この「取扱登録店募集要領」に同意のうえ、「取扱登録店申請書」に必要事項を記入し、(2)に記載してある申請先へ郵送、FAX、または柏原市商工会ホームページ特設サイトより申し込むこと。

「取扱登録店申請書」は柏原市商工会のホームページからダウンロードすること。

<柏原市商工会ホームページ>

<http://www.kashiwara-sci.org/>

### (2) 申請書の提出先

柏原市商工会

〒582-0007 柏原市上市1丁目2番2号 アゼリア柏原5階

### (3) 申請期間

**令和8年3月下旬～令和8年9月15日(火) 必着**

(※市民に商品券が発送される際に同封される登録店舗一覧のチラシに掲載を希望される場合は令和8年4月20日(月)までに申請書が柏原市商工会に到着している必要がありますのでご注意ください。)

### (4) 申請後の審査・承認

申請のあった事業者は、発行主の審査を経て、取扱登録店として承認を行う。また、承認した場合には後日、取扱登録店証明書を郵送し結果を通知する。

### (5) 申込み時の注意事項

i 個別店舗毎に申込みを行うこと。柏原市内に複数の店舗を有する場合であっても、店舗毎に申請書を作成すること。

ii 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申込みは不可とする。個別のテナント毎に申請すること。

### (6) 配布予定物として、取扱登録店証明書、取扱登録店マニュアル、タペストリー(のぼり旗)の配布を行う。

## 8 換金について

### (1) 換金方法

換金の方法は、換金窓口での現金化、又は、事業者の預金口座への振込による。

### (2) 換金に必要なもの

i 取扱登録店証明書

ii 使用済み商品券

### (3) 換金手数料

換金にかかる手数料は無料とする。

### (4) 換金期間

令和8年7月1日(水)から令和8年10月30日(金)まで

(5) 換金場所

換金場所	住所	換金日時
柏原市商工会	柏原市上市1-2-2 アゼリア柏原5階	・毎週月、水曜日（祝日除く） ・10時～12時、13時～16時
国分合同会館	柏原市国分本町2-7-2 1階	・毎週木曜日 ・10時～12時、13時～16時

9 取扱登録店の取消等について

この「取扱登録店募集要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱登録店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害が発生した際は請求する場合がある。

10 その他留意事項について

- (1) 取扱登録店情報（店舗名称、所在地区、業種等）は、「商品券」を利用できる取扱登録店として、柏原市のホームページ等で広報を行います。
- (2) この「取扱登録店募集要領」に記載されていない事項は、柏原市商工会へ問い合わせること。

<問合せ先>

■柏原市商工会

〒582-0007 柏原市上市1丁目2番2号 アゼリア柏原5階

TEL 072-972-0881 / FAX 072-973-1201

■柏原市 産業振興課

TEL 072-972-1554 / FAX 072-971-2530